

総合メディア基盤センター活動報告

(平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで)

■総合メディア基盤センター教員会議

平成 21 年度

- 第 1 回例会 (平成 21 年 4 月 16 日)
- 第 2 回例会 (平成 21 年 5 月 21 日)
- 第 3 回例会 (平成 21 年 6 月 18 日)
- 第 4 回例会 (平成 21 年 7 月 16 日)
- 第 5 回例会 (平成 21 年 9 月 24 日)
- 第 6 回例会 (平成 21 年 10 月 15 日)
- 第 7 回例会 (平成 21 年 11 月 19 日)
- 第 8 回例会 (平成 21 年 12 月 17 日)
- 第 9 回例会 (平成 22 年 1 月 21 日)
- 第 10 回例会 (平成 22 年 2 月 25 日)
- 第 11 回例会 (平成 22 年 3 月 18 日)

金沢大学情報セキュリティに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、金沢大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティの維持及び向上に関する事項を定めることにより、本学の有する情報資産の保護及び効率的な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワークシステム 情報の流れを制御するルータ等の機器及び有線又は無線ネットワークをいう。
- (2) 情報資産 ネットワークシステム及びネットワークシステムに接続された情報機器並びにそれらで取り扱われる情報をいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー 本学における情報セキュリティに係る基本方針を定めた情報セキュリティ方針（以下「方針」という。）、方針に基づき遵守すべき基準を定めた情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）、及び対策基準に基づき具体的な対策手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順書で構成された文書群をいう。
- (5) リスク分析 ネットワークシステムの脆弱性及び情報セキュリティを侵害された場合の影響の評価をいう。
- (6) 部局等 ネットワークシステム管理上、次のとおり区分された組織等をいう。
総合メディア基盤センター、人間社会学域（附属学校を含む）、理工学域、医薬保健学域、附属病院、自然科学研究科、法務研究科、がん研究所、附属図書館、共通教育機構及び事務局
- (7) 利用者 本学が管理するネットワークシステムを用い、情報資産を利用し、又は扱うすべての者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 情報セキュリティポリシーは、利用者及び次に掲げる情報資産等に適用する。

- (1) 本学が管理するネットワークシステム
- (2) 前号のネットワークシステムに接続された情報機器
- (3) 利用者が、本学の教育、研究その他の業務のために作成し、又は取得した情報で第 1 号のネットワークシステム又は前号の情報機器に記憶させたもの
- (4) 利用者が、本学の教育、研究その他の業務のために作成し、又は取得した情報で前号に該当しないもの
- (5) 前各号に係る設備及び物品を収容する施設等

(情報セキュリティ総括管理責任者)

第 4 条 本学に情報セキュリティ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、副学長（情報担当）をもって充てる。

2 総括管理責任者は、本学の情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。

(部局ネットワークシステム管理者)

第 5 条 部局等に部局ネットワークシステム管理者（以下「部局管理者」という。）を置き、総括管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 部局管理者は、当該部局等の情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。

(情報セキュリティ対策部会)

第 6 条 本学の情報セキュリティの維持及び向上を図るため、情報セキュリティ対策部会を置く。

2 情報セキュリティ対策部会の組織、運営等に関し必要な事項は、方針で定める。

(ネットワークシステム管理部)

第 7 条 本学のネットワークシステムの管理・運用を行うため、ネットワークシステム管理部を置く。

2 ネットワークシステム管理部の組織、運営等に関し必要な事項は、方針で定める。

(情報資産の保護)

第 8 条 ネットワークシステム管理部会長（前条第 1 項に規定するネットワークシステム管理部会長の長をいい、以下「管理部会長」という。）及び部局管理者は、必要に応じ、利用者に対してリスク分析を求めることができる。

2 管理部会長及び部局管理者は、方針の定めるところにより、リスク分析の結果に基づいた適切な管理を実施しなければならない。

(情報セキュリティ侵害への対処)

第 9 条 本学の情報セキュリティに対する侵害が発生したとき又は本学から学外の情報セキュリティに対する侵害が発生したときは、総括管理責任者、管理部会長、部局管理者、利用者その他のネットワークシステム関係者は、対策基準の定めるところにより、適切に対処しなければならない。

(ネットワークの監視)

第 10 条 利用者は、ネットワークを通じて行われる通信を傍受してはならない。

2 総括管理責任者及び部局管理者は、セキュリティ確保のために、あらかじめ指名した者に、ネットワークを通じて行われる通信の監視（以下「監視」という。）を行わせることができる。

3 前項の指名を受けた者は、監視によって知り得た情報の内容を他の者に伝達してはならない。ただし、本学又は学外に対する重大な情報セキュリティ侵害を防止するために必要と認められる場合は、この限りではない。

4 第 2 項の監視の範囲及び手順、前項ただし書に該当した場合の伝達に係る手続及び要件、監視によって採取した記録の取扱いその他のネットワークの監視に必要な事項は、対策基準で定める。

(利用の記録)

第 11 条 情報機器の利用記録の採取及び取扱いについては、対策基準で定める。

(監査)

第 12 条 センター長は、情報セキュリティポリシーの実施状況に係る監査を行い、その結果を情報セキュリティ対策部会長に報告するものとする。

(点検)

第 13 条 部局管理者は、当該部局等における情報セキュリティポリシーの実施状況に関し、対策基準で定める点検を行い、センター長に報告するものとする。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、本学の情報セキュリティの維持及び向上に関し必要な事項は、方針又は対策基準で定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

金沢大学総合メディア基盤センター規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 10 条第 2 項の規定に基づき、金沢大学総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、学内共同教育研究施設として、金沢大学（以下「本学」という。）における情報教育支援、学術情報支援、情報基盤の整備及び情報システムの運用を行うことにより、本学のメディア基盤に係る教育研究の総合的推進及び情報技術の効率的活用を図ることを目的とする。

(部門)

第 3 条 センターに、次に掲げる部門を置く。

情報教育部門

学術情報部門

情報基盤部門

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センター教員

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター長が欠けたときの補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長の選考については、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの教授のうちから、センター長が選考する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の任期は、センター長の任期の終期を超えることができない。

(センター教員の選考)

第7条 センター教員の選考については、別に定める。

(教員会議)

第8条 センターに、金沢大学総合メディア基盤センター教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。

2 教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センター教員の選考に関する事項

(2) センターの予算及び概算要求に関する事項

(3) センターの中期目標、中期計画及び年度計画の策定並びに中期目標に係る事業報告書の作成に関する事項

(4) センターの運営に関する事項

(5) その他センターの教育又は研究に関する重要事項

(教員会議の組織)

第9条 教員会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センター教員（教授、准教授及び非常勤講師に限る。）

2 前条第2項第1号の事項を審議する場合は、金沢大学企画会議が推薦する当該企画会議委員若干人を加えるものとし、前項第2号の者については、准教授及び講師を除くものとする。

(教員会議の議長)

第10条 教員会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、教員会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

(会議)

第11条 教員会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 教員会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会)

第13条 教員会議に、専門の事項を審議するため、委員会を置くことができる。

(事務)

第14条 センターの事務は、情報部情報企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の後最初に任命されるセンター長の任期は、金沢大学学則附則第5項の規定により、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢大学総合メディア基盤センター運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）の規程第15条に基づきセンターの管理運営実務に関し、必要な事項を定める。

(情報基盤の運用)

第2条 情報基盤の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(1) 金沢大学総合メディア基盤センター情報教育部門に関する内規

(2) 金沢大学総合メディア基盤センター学術情報部門に関する内規

(3) 金沢大学総合メディア基盤センター情報基盤部門に関する内規

(運用を阻害する行為に関する措置)

第3条 第2条に定める内規に違反した行為を見つけた者は、速やかにその概要について所属部局の管理者及びセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置に関し必要な事項は、別に定める。

(センター外教育研究等支援設備の設置)

第4条 センター以外に教育研究等支援設備（以下、支援設備と呼ぶ。）を設置することができる。設置する場合は、センター教員会議の議を経てセンター長が承認する。

2 センター外の予め定められる場所（以下、設置場所と呼ぶ。）に教育・研究の促進に必要な支援設備を設置する。

3 設置場所には当該部署より推薦される支援設備管理者を置く。

4 支援設備管理者は支援設備の管理運用を円滑に行なわなければならない。

5 設置場所において、その利用に関する内規を定めることができる。

6 設置場所との連携を円滑に行うため教育研究等支援設備専門部会を置く。

7 教育研究等支援設備専門部会の委員長はセンター長とし、委員は各支援設備管理者、センターの各部門から1名、その他委員長が必要と認められた者若干名とする。

(その他)

第5条 情報基盤に関する外部からの問合せについては、センター長が対応するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

計算機利用の経費負担に関する細則

第1条

この細則は、総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）を利用する者の利用経費について定める。

第2条

利用者は、次項に定める利用区分別に、第3項に定める利用経費を負担するものとし、歳出予算の振替措置により行うものとする。

2 利用区分及び利用者

(1) 一般研究 本学職員が研究を行う場合及び本学学生が指導教員の承認を得て卒業論文又は学位（博士・修士）論文の作成のため研究を行う場合

(2) 教育実習 本学学生が指導教員の承認を得て計算機実習を行う場合

(3) 事務利用 本学職員が事務処理を行う場合

(4) 受託研究及び共同研究 本学職員と受託研究及び共同研究を行う場合

(5) センター業務 センター職員、実習室責任者その他センター業務に直接関係する本学職員がセンター業務を行う場合

3 計算機等の利用料金

(1) 教育用利用料金

・プリント料金 100円/50枚（印刷可能枚数に上限設定）

・ファイルサーバ使用料 無料（ただし、上限100MB、1講義につき1人1アカウントに限る）

・支払い方法 12月に振り替え、もしくは物納（振り替え、物納の選択はセンターが指定）

(2) 一般用（上記（1）以外）利用料金

・ファイルサーバ使用料 上限 1G 無料（1人1アカウントに限る）

上限 10GB 10,000円/人・課題/年

・支払い方法 12月に振り替え、もしくは物納（振り替え、物納の選択はセンターが指定）

附 則

この細則は、平成20年3月19日から施行する。